

決議案第1号

堀巖議員に対する議員辞職勧告決議案

地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和2年12月22日

岩倉市議会議長 梅村 均 殿

提出者 岩倉市議会議員

須藤 智子

賛成者 岩倉市議会議員

須藤 隆信

岡 尹郁文

片岡 健一郎

井上 真砂美

堀巖議員に対する辞職勧告決議

我々岩倉市議会議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを自覚し、法令等を遵守するとともに、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

岩倉市議会基本条例第5条では、議員の責務と活動原則として、「市民の代表としてふさわしい活動をする事」、「市民全体の福祉の向上を目指して活動すること」と定められており、また、岩倉市議会議員政治倫理条例第2条においても、議員の責務として、「市民全体の利益向上を目的として行動すること」、「自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養うこと」と定められている。

しかし、堀巖議員は、自らが経営する喫茶店が交付を受けた岩倉市新型コロナウイルス感染症対策協力金（岩倉市独自分）に関し、協力金の交付後に交付要件を満たさないことが判明したとして、市から協力金の返還を求められたにもかかわらず、交付金の申請書に添付された誓約書の内容を反故にして返還を頑なに拒否し続けたのみならず、明確な証拠を示すことなく市が理不尽なことをしているなどの一方向的な主張を、自らのSNS等を利用して拡散させた。

その後、自らが申し立てた民事調停においても主張が認められず調停不成立となり、結果的には協力金は返還されることとなったものの、その過程においても、「市を提訴する」、「市が審査結果を変えた」などと、あたかも市に瑕疵があるかのような主張を繰り返した。

これらの主張は、堀巖議員が自らの政治活動や議員活動を発信するためのビラやウェブサイトに掲載され、殊更に「市議会議員の矜持」との文言を用いることにより、市議会議員としての信用と地位を利用して市の信用を貶めようとしたものと見ることができる。

堀巖議員のこうした一連の行動は、専ら自らの利益を目的としたものであり、かつ、議員としての品位を欠くものと言わざるを得ず、新聞でも複数回にわたり報道されて社会的な関心を受け、これに対する非難と厳正な対処を求める多くの市民の声が市議会に対して寄せられることとなるなど、市議会に対する信用を大きく傷つけることとなった責任を免れることできない。

よって、堀巖議員に対し、市民の負託を受けた市議会議員としての自覚と規範意識を著しく欠いた行為の責任を真摯に受け止め、自らの意思により議員たるその職を辞することを勧告するものである。

以上、決議する。

令和2年12月22日

岩倉市議会